

青森県自動車税納税通知書広告掲載事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、青森県が発付する自動車税納税通知書の裏面に掲載する広告（以下「納税通知書広告」という。）を掲載する際に必要な事項を定める。

(広告内容等の制限)

第2条 納税通知書広告は、青森県広告掲載要綱第3条及び青森県広告掲載基準第2に定めるもののほか、納税通知書広告として適当でないと総務部長が認めるものについては、掲載しない。

(広告掲載料)

第3条 納税通知書広告に係る広告掲載料の募集最低価格は、募集に係る公告の際に提示する。

2 広告デザイン等の作成に要する費用は広告主の負担とする。

(広告の申込み)

第4条 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、毎年度知事が定める日までに、自動車税納税通知書広告掲載申込書（別記第1号様式。以下「広告掲載申込書」という。）を知事に提出するものとする。

(広告主の選定及び通知)

第5条 知事は、広告掲載希望者から前条の規定による申込みがあったときは、当該広告掲載希望者及び広告内容が、納税通知書広告として掲載するものとして適当であると認められるものであるかどうかを審査したうえで、広告掲載申込書に記載した申込額が最も高い者を広告主として選定する。

2 申込額として最高額を提示した広告掲載希望者が2者以上のときは、くじにより決定する。

3 前2項の規定による広告主の選定は、総務部税務課において行い、広告主を選定したときは、広告主決定通知書（別記第2号様式）により通知する。

(広告内容の承認及び広告原稿の提出)

第6条 広告主は、掲載しようとする納税通知書広告の内容について、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 広告主は、当該承認を受けようとするときは、別に定める日までに、知事に納税通知書広告の原稿を提出しなければならない。

3 納税通知書広告には、次の事項について明確に表示しなければならない。

(1) 広告主の名称及び連絡先

(2) 上部に縦1.0cm×横2.0cm以上の大きさの「広告」の表示

- 4 知事は、第1項の承認に当たり広告主が掲載しようとする広告の内容に訂正・削除等が必要な場合には、広告主に依頼し、広告主は、正当な理由がある場合を除き、訂正・削除等に応じなければならない。
- 5 知事は、広告内容を承認したときは、広告内容承認通知書（別記第3号様式）により広告主に通知する。

（広告掲載料の請求等）

第7条 知事は、納税通知書広告の実施後、速やかに広告主にその実績を報告するとともに、6月30日を納付期限として広告掲載料を請求する。

（広告主の責務）

- 第8条** 広告主は、広告の内容等が、この要領に違反することがないように注意する義務を負うものとする。
- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないことを、知事に対して保証するものとする。
 - 3 広告主の広告により第三者に損害を及ぼしたときは、広告主が自らの責任と負担において解決するものとする。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、納税通知書広告の掲載に関して必要な事項は総務部税務課長が別に定める。